

## 第 2 編 震災特例法に関する改正

### I 原子力災害からの復興支援措置 —福島県全域に係る措置—

#### 復興特区法の課税の特例制度の福島県全域への拡大

##### 〔改正の内容〕

福島復興特措法第 51 条及び第 52 条の規定により、復興特別区域制度における地域要件が緩和され、福島県の全ての地方公共団体が復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができることとなりました。これに伴い、復興特区法の認定復興推進計画に基づき適用を受けることができる次に掲げる制度の適用対象に、福島復興特措法の規定により福島県の地方公共団体が作成した課税の特例を含む認定復興推進計画に基づくものが追加されました。

この場合における次のイの措置のうち復興推進計画の認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をする機械及び装置については、平成 28 年 3 月 31 日までに取得等をしたものについて普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができることとされました。

- イ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法 17 の 2 ①⑤、25 の 2 ①⑤）
- ロ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法 17 の 3 ①、25 の 3 ①）
- ハ 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法 17 の 5 ①、25 の 5 ①）
- ニ 再投資等準備金（震災特例法 18 の 3 ①、26 の 3 ①）
- ホ 再投資設備等の特別償却（震災特例法 18 の 4 ①、26 の 4 ①）

（注）上記イからホまでに掲げる制度の概要については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載している「東日本大震災に係る震災特例法等（法人税関係）の改正の概要～改訂版～」をご覧ください。

##### 〔適用時期〕

平成 24 年 4 月 1 日から施行されます（改正法附則 1 十四、福島復興特措法附則 1）。

### II 原子力災害からの復興支援措置 —避難解除区域に係る措置—

避難解除区域に係る措置として、次ページ以降の制度が創設されました。

なお、避難解除区域とは、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が福島市の市長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」といいます。）の対象となった区域（警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域として設定された区域）のうちその避難指示が全て解除された区域をいいます（福島復興特措法 4 四）。

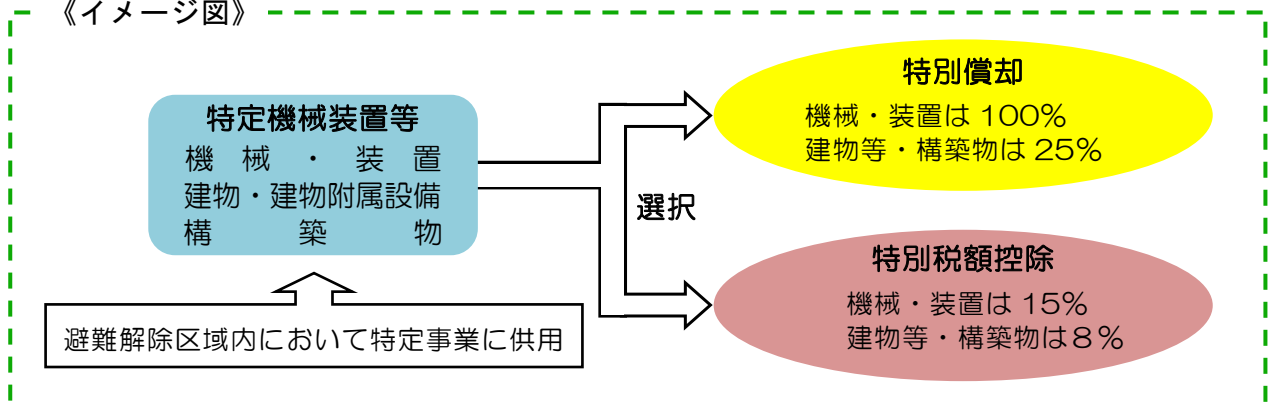
- イ 原子力災害対策特別措置法又は災害対策基本法の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
- ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示
- ハ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類する一定の指示

# 1 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

## 〔創設された制度の概要〕

福島復興特措法第 18 条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、避難解除区域に係る避難等指示（同法第 4 条第 4 号イからニまでに掲げる指示をいいます。以下同じです。）が解除された日から同日以後 5 年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、避難解除区域内においてその法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業員の居住の用を含みます。以下「特定事業の用」といいます。）に供した場合には、供用年度において特別償却と特別税額控除との選択適用ができることとされました（震災特例法 17 の 2 の 2 ①②、福島復興特措法 18）。

### 《イメージ図》



### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、避難等指示の対象となった区域内に平成 23 年 3 月 11 日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた法人です（震災特例法 17 の 2 の 2 ①、福島復興特措法 18、福島復興特措規 3）。

### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定機械装置等とは、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後 5 年を経過する日までの間に取得等をされ、その製作又は建設の後取得等をするまでの間に事業の用（居住の用を含みます。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

また、法人が所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定機械装置等については、特別償却制度の適用はありません（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑤）。

### (3) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、特定機械装置等を避難解除区域内において特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）をいいます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

### (4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算することとなりますので、機械及び装置については、普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

#### （算式）

##### イ 機械及び装置

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} - \text{普通償却限度額}$$

##### ロ 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 25\%$$

### (5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 17 の 2 の 2 ②）。

(算式)

イ 機械及び装置

税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 15%

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物

税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 8%

(注) 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

(6) 繰越税額控除限度超過額の控除

法人が、その事業年度開始の前日4年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、この税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に前事業年度までに控除した金額を除きます。以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（震災特例法17の2の2③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。
- ロ 本制度は、震災特例法第17条の2（同条に係る第18条の5又は第18条の6を含みます。）、第17条の3、第17条の3の2又は第18条の3の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。
- ハ 本制度の適用を受ける減価償却資産については、措法又は震災特例法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法18の7、措法53）。

《特別償却》

- ニ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法17の2の2⑦、17の2⑧）。
- ホ 償却費として損金算入した金額が償却限度額（普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を1年間繰り越すことができます。ただし、特別償却不足額として繰り越すことができる金額の上限は、特別償却限度額となります（震災特例法18の5、措法52の2）。
- ヘ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法18の6、措法52の3）。

《税額控除》

- ト 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法17の2の2⑦、17の2⑧⑨）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

- チ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法17の2の2⑦、17の2⑩⑪）。

## 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25 の 2 の 2）。

### 〔適用時期〕

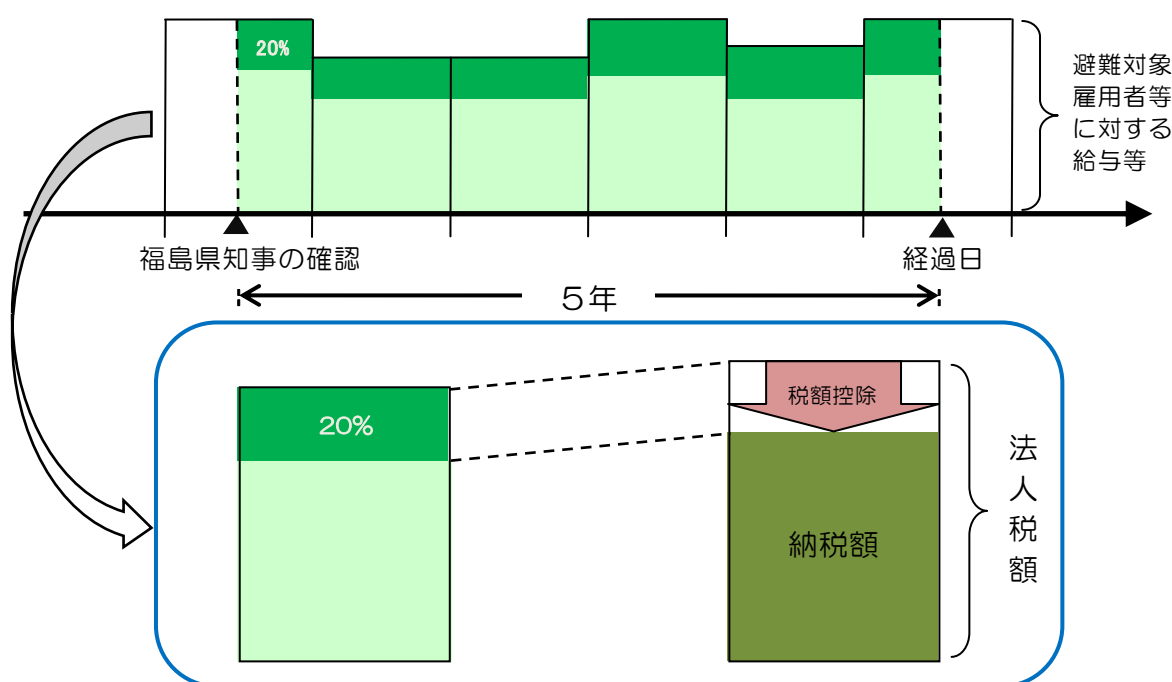
- (1) 避難解除区域に係る避難等指示が解除された日以後に取得等をする特定機械装置等について適用されます（改正法附則 63①、65①）。
- (2) 避難解除区域に係る避難等指示が解除された日が福島復興特措法の施行の日（平成 24 年 3 月 31 日）前である場合には、その施行の日以後 5 年を経過する日までの間に特定機械装置等の取得等をして避難解除区域内において特定事業の用に供したときに本制度が適用されます（改正法附則 63②、65②、福島復興特措法附則 1）。

## 2 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

福島復興特措法第 19 条の規定により避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後 3 年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人が、その確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間（適用期間）内の日を含む各事業年度（適用年度）の適用期間内において、その避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の 20%相当額につき、その適用年度において特別税額控除ができることとされました（震災特例法 17 の 3 の 2 ①、福島復興特措法 19）。

### 《イメージ図》



#### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、避難等指示の対象となった区域（以下「避難対象区域」といいます。）内に平成 23 年 3 月 11 日においてその事業所が所在していたことについて、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後 3 年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人です（震災特例法 17 の 3 の 2 ①、福島復興特措法 19、福島復興特措規 4）。

#### (2) 適用期間及び適用年度

本制度の適用期間とは、福島県知事の確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間をいいます（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

また、適用年度とは、適用期間内の日を含む各事業年度をいい、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

### (3) 避難対象雇用者等

本制度の対象となる避難対象雇用者等とは、次に掲げる者をいいます（震災特例法 17 の 3 の 2 ①、震災特例法令 17 の 3 の 2 ①）。

イ 平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ 平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に居住していた者

### (4) 避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額

避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額は、適用期間内に支給され適用年度の損金の額に算入されるものに限り、その給与等の額のうち他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

### (5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 17 の 3 の 2 ①）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \left[ \begin{array}{l} \text{適用期間内に避難対象雇用者等} \\ \text{に対して支給する給与等の額} \end{array} \right] \times 20\%$$

（注）上記の算式により計算した金額が、その適用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

## 申告に当たっての注意点

イ 青色申告法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。

ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等に該当することを明らかにする次の書類を保存する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法 17 の 3 の 2 ③、17 の 3 ③④、震災特例法規 6 の 3 の 2）。

給与等の支給を受けた者		避難対象雇用者等に該当することを明らかにする書類
平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者	① 平成23年3月11日以前から勤務している者	次に掲げる書類のうち平成23年3月11日以前から勤務していることを証する書類 i 労働基準法第107条第1項に規定する労働者名簿 ii 労働基準法第108条に規定する賃金台帳 iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日以前から勤務していることを明らかにする書類
	② 平成23年3月11日後に新たに勤務することとなった者	その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類 i 平成23年3月11日における労働基準法第22条第1項の使用者の同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書 ii 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成23年3月11日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限ります。） iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類
③ 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者		次に掲げる書類のうちその者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類 i 住民票の写し（平成23年3月11日後に転出している場合には、消除された住民票の写し） ii 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

	iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類
--	--

(注) 上記の区分(①～③)の複数の区分に該当する場合には、該当する複数の区分に応じた書類のうち、いずれかの書類を保存することにより、この書類保存に係る要件を満たしていることになります。

ハ 本制度は、震災特例法第17条の2(同条に係る第18条の5又は第18条の6を含みます。)、第17条の2の2(同条に係る第18条の5又は第18条の6を含みます。)、第17条の3、第18条の3又は措法第42条の12の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(震災特例法25の3の2)。

#### 〔適用時期〕

平成24年4月1日から施行されます(改正法附則1十四、福島復興特措法附則1)。

## Ⅲ その他の改正

### 被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入

#### 〔期限切れ欠損金の損金算入制度の概要〕

再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じた場合において、その事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度(以下「適用年度」といいます。)終了の時に前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から法第57条第1項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)又は第58条第1項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定により適用年度の損金の額に算入される欠損金額を控除した金額(いわゆる期限切れ欠損金額)のうち、債務免除益の額など一定の金額に達するまでの金額を損金の額に算入することができることとされています(法59②、法令117、117の2)。

#### 〔創設された制度の概要〕

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる法人について、債務処理に関する計画が策定された場合におけるその事実が、法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けることができる一定の事実を追加されました(震災特例法17①、法59②)。

- イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第22条第1項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人
- ロ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(震災特例法25)。

#### 〔適用時期〕

平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則1、62、64)。